

事務連絡
令和4年4月15日

各 〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守について

平素より、生活衛生関係営業への取組につきまして、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

今般、神戸市の入浴施設において、レジオネラ症¹による死亡事例が発生したとの報告がありました（神戸市のプレスリリースを添付します）。

レジオネラ症への対策として、厚生労働省において「公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」や「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」等を策定するとともに、厚生労働省ホームページにおいてレジオネラ対策に関する情報を掲載しております。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、貴管下の公衆浴場、旅館・ホテル等レジオネラ症の発生が想定される施設に対して、公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守並びにレジオネラ対策の徹底等について、改めて周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、現在、神戸市から状況を聴取しており、今後、厚生労働省としましても、専門家のご意見も踏まえた上で、衛生管理上の留意点等について、必要な情報提供を行う予定です。

（参考）厚生労働省ホームページ

○レジオネラ対策のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

¹ レジオネラ属菌が原因で起こる感染症であり、在郷軍人病（レジオネラ肺炎）とポンティアック熱が主要な病型である。

入浴施設におけるレジオネラ症の発生

1 概要

令和4年3月29日に市外医療機関より所管行政庁あてレジオネラ症の発生届出があり、同日、本市あて市内入浴施設を利用している旨の情報提供がありました。

また、3月28日に別の市外医療機関より所管行政庁あて別患者のレジオネラ症発生届出があり、3月31日に本市あて、市内入浴施設を利用している旨の情報提供があり、一人目の患者と同一施設であることが判明しました。

当該施設について健康科学研究所において浴槽水等の検査を実施したところ、入浴施設由来の菌株と患者由来の菌株について遺伝子型の一致並びに全ゲノム解析の結果同一性を確認したことから、当該施設を原因施設と判断し、同施設に対して4月14日に「公衆浴場法」に基づき、「本市が管理方法の改善及びレジオネラ属菌の不検出を確認するまで」の間、営業停止を命じました。当該施設は4月1日より利用を停止しています。

レジオネラ菌を原因として、原因施設を特定して行政処分を行うのは初めてです。

なお、患者の内1名はレジオネラ肺炎にて死亡されたとの報告を受けています。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方に心よりお悔み申し上げます。

2 経緯

- (1) 令和4年3月28日（月曜）及び3月29日（火曜）付けでそれぞれ1名合計2名の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づくレジオネラ症発生の届出があり、当該患者2名の調査の結果、2名とも令和4年3月18日から20日までの間に公衆浴場「かんぼの宿 有馬」（神戸市北区有馬町1617-1）を利用していることが判明しました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

レジオネラ症は四類感染症として分類され、診断した医師は、直ちに保健所に届け出ることが規定されています。

- (2) 本市は、3月31日（木曜）、4月1日（金曜）に上記施設の立入検査を実施し、衛生管理状況や設備の確認を行うとともに浴槽水等の検体の採取を行いました。併せて営業者に対し、設備等の清掃消毒の実施及び安全が確認できるまで施設の使用を自粛するよう指導しました。
- (3) 4月13日（水曜）、入浴施設由来の菌株と患者由来の菌株について、両者の遺伝子型が一致したこと、及び全ゲノム解析の結果同一性を確認したことから当該施設を原因施設と判断しました。
- (4) 4月14日（木曜）、「公衆浴場法」に基づき、施設に対して本市が管理方法の改善及びレジオネラ属菌の不検出を確認するまでの間、営業停止を命じました。

3 患者の状況

2名（いずれも男性 70 才代） 1 名が死亡、1 名が通院加療中。

住所別：兵庫県内（神戸市外）

4 処分内容

（1） 処分対象者

- ①施設名 かんぽの宿 有馬
- ②施設所在地 神戸市北区有馬町 1 6 1 7 - 1
- ③営業者 日本郵政株式会社
- ④営業許可の種類 その他の公衆浴場

（2） 処分の根拠

公衆浴場法第 7 条第 1 項の規定に基づく営業停止命令

（3） 営業停止期間

令和 4 年 4 月 14 日から 本市が管理方法の改善及びレジオネラ属菌の不検出を確認するまでの間

5 その他

営業者から設備等の清掃消毒を実施した旨の報告を受け、4 月 12 日（火曜）に再度、浴場水等の採取を行い、検査を実施中です。

《レジオネラ菌について》

- （1） 土壌や河川、湖沼など自然界に広く生息している細菌。
- （2） レジオネラ属菌を含んだエアロゾル（微小な液体飛沫）や、土壌の粉塵の吸入が主な感染経路。冷却塔、入浴施設、建設現場等で使用される機械、園芸・農業等に関連した症例や集団発生の報告がある。
- （3） 循環式浴槽、ジャグジー、加湿器、冷却塔などの人工的な水循環設備で、衛生的な維持管理が行われていないと設備内のいわゆる「ぬめり」の部分で増殖する場合がある。
- （4） 20℃から 50℃で増殖し、36℃前後が最も増殖に適した温度と言われている。
- （5） 人から人への感染はない。レジオネラ肺炎は市中肺炎の約 5%を占め、潜伏期は 2～10 日。高齢者や既往症のある方の場合、重症化し死亡に至る場合もある。

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守について（その 2）

本件については、令和 4 年 4 月 15 日付け事務連絡「公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守について」により、貴管下の公衆浴場、旅館・ホテル等レジオネラ症の発生が想定される施設に対して、公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守及びレジオネラ対策の徹底等について、周知をお願いしたところです。

当該事務連絡でお知らせした神戸市の事例について、レジオネラ症発生の直接的な要因は判明していないものの、気泡発生装置の清掃不足や、配管の日常の洗浄消毒不足が要因と推定されたと聞いており、本事例と関連して、専門家から聴取したご意見を踏まえ、公衆浴場における衛生管理上の留意点をお知らせしますので、改めて周知いただきますようお願いいたします。

記

【本事例を踏まえた公衆浴場における衛生管理上の留意点について】

- ・公衆浴場における衛生管理について、令和 4 年 5 月 13 日当課事務連絡で通知した「入浴施設の衛生管理の手引き」（以下「手引き」という。）P.1「Ⅰ.総合衛生管理プログラム」を取り入れる。
- ・施設内自主管理マニュアルや点検表について、国が示す最新の通知等に適合するよう、適時見直しを行う。
- ・配管の洗浄については、手引き P.41「Ⅱ-6.循環配管」に記載されている循環配管の洗浄を導入することが推奨される。
- ・気泡発生装置は、構造上、洗浄消毒がしにくく、レジオネラの増殖の危険性が特に高いため、手引き P.47「Ⅱ-11.気泡発生装置等」を参考に、洗浄消毒を徹底する。

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 13 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

入浴施設の衛生管理の手引きの周知について

平素より、生活衛生関係営業への取組につきまして、ご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、令和 3 年度厚生労働科学研究（健康安全・危機管理対策総合研究事業（公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究））において、別添「入浴施設の衛生管理の手引き」が作成されましたので、レジオネラ対策の一助として、貴管下関係機関や関係団体などに周知いただき、活用が図られるようお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

（参考）厚生労働省ホームページ

○入浴施設の衛生管理の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000939445.pdf>